

やまびこ

題字／坂本昭文

vol.41

2012.09



素敵なまち、それはあなたのまちです。

もくじ

- | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|
| ●平成23年度決算の概要…………… | 2 | ●介護相談員を募集します…………… | 5 |
| ●平成24年度介護保険料(年額)…………… | 3 | ●住み慣れた我が家で暮らしたい
～福祉用具の貸与・購入と住宅改修～ …… | 6 |
| ●南部箕蚊屋広域連合議員行政視察…………… | 4 | ●地域包括支援センターに
ご相談ください…………… | 7 |
| ●情報公開状況/
職員の異動のお知らせ…………… | 4 | ●地域包括支援センターだより…………… | 8 |

平成 23 年度の南部箕蚊屋広域連合決算の概要

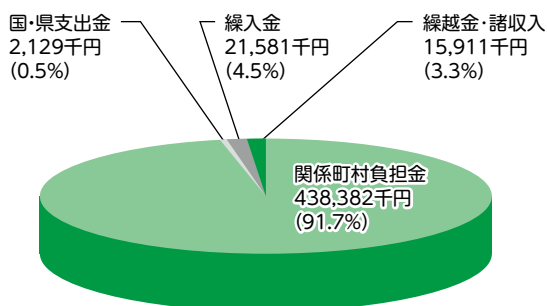
平成 24 年 8 月 17 日の定例議会で認定されました。

一般会計決算

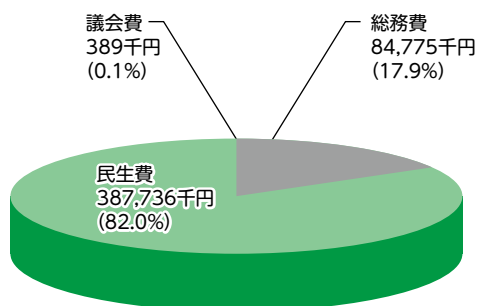
歳入は 4 億 7,800 万 3 千円、歳出は 4 億 7,290 万円となり、昨年度と比べ、歳入は 5,261 万 5 千円 (△9.9%)、歳出は 5,311 万 6 千円 (△10.1%) と共に減少しました。歳入決算から歳出決算を差し引いた 510 万 3 千円を翌年度に繰り越しました。

歳出の主なものは介護保険特別会計への給付費等繰出金、介護保険システム及び機器等の保守委託料、町村派遣職員給与等負担金、町村負担金過年度分返還金です。

■ 歳入 478,003千円



■ 歳出 472,900千円



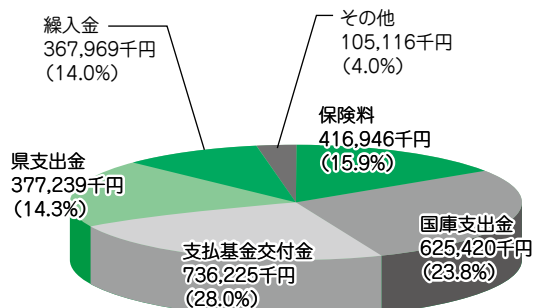
介護保険事業特別会計決算

歳入は 26 億 2,891 万 5 千円、歳出は 25 億 8,154 万 3 千円となり、昨年度と比べ、歳入が 2,626 万 6 千円 (△1.0%) の減少、歳出は 1,975 万 1 千円 (0.8%) 増加しました。歳入決算から歳出決算を差し引いた 4,737 万 2 千円を翌年度に繰り越しました。

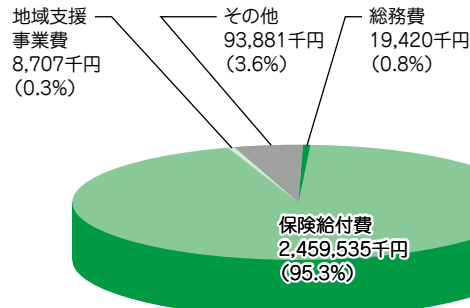
平成 24 年 3 月末現在で 65 歳以上の第 1 号被保険者数は 7,893 人 (前年度 7,806 人)、要介護 (要支援) 認定者数は 1,538 人 (前年度 1,505 人) で、平成 23 年度中のサービス受給者延べ人数は、居宅 (地域密着含む) で 11,274 人 (前年度 11,069 人)、施設で 3,953 人 (前年度 3,928 人) となっています。

前年度と比べ第 1 号被保険者数は 87 人 (1.1%)、要介護 (要支援) 認定者数は 33 人 (2.2%)、居宅 (地域密着含む) サービス受給者数は 205 人 (1.9%)、施設サービス受給者数は 25 人 (0.6%) とそれぞれ増加しています。

■ 歳入 2,628,915千円



■ 歳出 2,581,543千円



平成24年度介護保険料(年額)

介護保険料は大切な財源です。
納付にご協力ください。

納付書または口座振替で納付(普通徴収)の方は、7月中旬に通知書をお届けしています。年金からの引取り(特別徴収)の方は、9月下旬に特別徴収開始通知が届きます。保険料額をご確認ください。

段 階	対 象 者	計 算 方 法	保 険 料 額 (年 額)
第1段階	・生活保護の受給者等 ・世帯全員が町村民税非課税で老齢福祉年金の受給者の方	基準額 × 0.5	29,100円
第2段階	世帯全員が町村民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.5	29,100円
第3段階	世帯全員が町村民税非課税で、本人の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円を超える方	基準額 × 0.75	43,600円
第4段階	町村民税課税世帯で、本人が町村民税非課税の方	基準額	58,200円
第5段階	本人が町村民税課税で、合計所得金額が 190 万円未満の方	基準額 × 1.25	72,700円
第6段階	本人が町村民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 × 1.5	87,300円
第7段階	本人が町村民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 490 万円未満の方	基準額 × 1.7	98,900円
第8段階	本人が町村民税課税で、合計所得金額が 490 万円以上の方	基準額 × 1.8	104,700円

介護保険料の納付軽減 措置があります

災害や経済情勢の悪化により、主たる生計者の所得が著しく減少した場合の緊急措置として、保険料の減免措置があります。

広域連合または南部町、伯耆町、日吉津村の介護保険担当課にご相談ください。

普通徴収による介護保険料の納付について

◎各期の納期は次のとおりですので、忘れずにお納めください。

1 期	2期	3 期	4期	5期	6期	7期	8期
7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月28日	1月31日	2月28日

◎平成24年度から、郵便局で納付書による介護保険料の支払いができるようになりました。

◎介護保険料の納付は安心で確実な口座振替をご利用ください。15日までに手続きをされますと翌月から口座振替が開始されます。

口座振替を希望される方は、「通帳」「印鑑(通帳の届け出印)」「納付書」をもって、引き落としを希望される金融機関の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入しお申し込みください。

◎年度途中で65歳になられた方や、転入してこられた方は、すぐには特別徴収(年金からの天引き)にはなりません。広域連合から納付書が届きますので、納期限までに金融機関で納めてください。

保険料のお納め忘れはありませんか？

介護保険は、介護の負担をみんなで支えるしくみです。誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納期までに納めましょう。

◎保険料を滞納していると、サービスを利用される場合、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると	介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、9割の保険給付は申請が必要となります。
1年6カ月以上滞納すると	保険給付が一時差し止められます。滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
2年以上滞納すると	利用者の負担が1割から3割に引き上げられ、高額サービス費等の支給が受けられなくなります。

南部箕蚊屋広域連合 議員行政視察

平成 24 年 5 月 31 日、6 月 1 日の 2 日間、南部箕蚊屋広域連合議会議員行政視察で、自己選択自己決定に基づく「総合ケアシステム」の先進地である山口県山口市の社会福祉法人夢のみずうみ村が運営している、小規模多機能型居宅介護事業所と通所介護事業所の二ヶ所を訪問しました。

事業所では、利用者の方が自分の名前の書いてある予定表に、自分の好きなプログラムを選択し貼っていきます。自分で今日は何をしようか考えることが脳を活性化させることになりますし、友人と同じプログラムを選んで、併せて教室に参加したりと楽しそうな雰囲気でした。

特に通所型介護事業所では、プログラムの内容が何十種類もあり、お昼の時間はみなさん「食べる」を貼り、プールやあんま、パン作り教室や陶器・ちぎり絵教室、カラオケ、その他に「気分次第」や「何もしない」等ユニークなプログラムもありました。

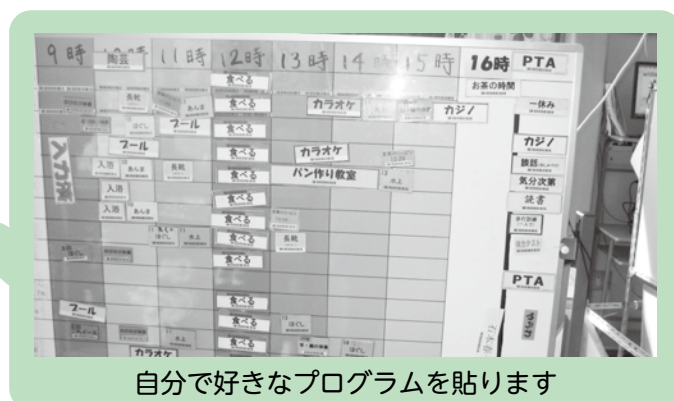
また、事業所内で使用できるユーメという通貨があり、目標を達成するとユーメがもらえ、ユーメを使って買い物をしたり銀行に預けることができますし、施設内は自由に歩け、各教室に行かれる通路の随所には頭の体操問題が貼ってあったりと、様々な工夫がされていると感じました。



小規模多機能型居宅介護事業所「夢ハウスゆだ」
民家の中に事業所があります



通所型介護事業所
様々なプログラムが用意されています



自分で好きなプログラムを貼ります



情報公開状況

平成 23 年度 南部箕蚊屋広域連合情報公開施行状況

情報公開条例に基づく施行状況 開示請求 2 件 (開示 2 件 ・ 不開示 0 件)
個人情報保護条例に基づく施行状況 開示請求 33 件 (開示 33 件 ・ 不開示 0 件)

職員の異動のお知らせ

所 属	新	旧
南部地域包括支援センター(4月1日付)	加藤香織 保健師	畑岡奈生子 保健師
事務局(7月1日付)	山口由希(日吉津村から派遣)	里 英樹(派遣終了)

介護相談員を 募集します



南部箕蚊屋広域連合では、次のとおり介護相談員を募集します。

介護相談員は、サービスを利用しておられる方や利用者の家族から、介護サービスへの不満や疑問などの相談を受け、利用者のプライバシーに配慮しながら利用者と事業所相互の橋渡しをし、課題の改善方法を探り不安等の解消を図る役割を担っています。現在、15名の介護相談員が介護保険事業所に出かけ、利用者とお話をしたり相談を聞いたりといった活動をしています。興味のある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

業務内容

介護サービスを提供する事業所等を訪問して、サービスを利用されている方やその家族の疑問や不安などの相談に応じ、利用者の希望や疑問などを介護サービス提供事業者や保険者に伝えていただく業務です。

具体的には…

- ・月1回程度、事業所を訪問し、利用者の相談を受けます。
- ・2ヶ月に1回開催される相談員連絡会や、相談員研修会等に参加します。

応募条件

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの介護に関心のある方で、介護相談員の活動に3年程度従事できる方
※ただし、介護保険事業所に勤務している方は除きます。
2. 事業所等に自分で移動できる方
3. 広域連合で定めた研修（養成研修5日間、現任研修2日間）を受講できる方

募集人数

2名

活動費等

ボランティアですので報酬はありませんが、活動回数に応じて活動費を支給します。

応募期間

平成24年9月10日(月)から平成24年9月28日(金)まで(必着)

応募方法

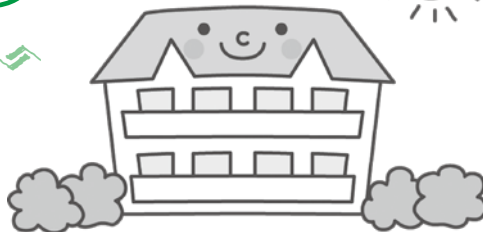
履歴書に「介護相談員希望」と明記して、下記問い合わせ先まで直接ご持参いただくか、郵送してください。

問合せ先

〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部箕蚊屋広域連合 事務局
電話 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223
E-mail nan-mino@sanmedia.or.jp

住み慣れた我が家で暮らしたい

～福祉用具の貸与・購入と住宅改修～



できるだけ住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、福祉用具の貸与や住宅改修費の支給などのサービスがあります。

福祉用具貸与

要介護（要支援）の認定を受けている方が、自宅で自立した生活ができるように、利用者の心身の状況や環境をふまえ、福祉用具の貸与を行います。

適切な福祉用具の利用ができるように、居宅サービス計画に基づき貸与されます。

■対象となる用具

- ・車いす
- ・特殊寝台
- ・床ずれ防止用具・体位変換器
- ・手すり・スロープ
- ・歩行器・歩行補助つえ

福祉用具の購入

在宅の要介護（要支援）認定を受けている方の日常生活の自立を助けるため、排泄や入浴に用いる福祉用具の購入に係る費用について支給限度基準額以内で9割を支給します。

福祉用具購入の支給限度基準額は、同一年度（4月から翌年3月まで）で10万円です。

■対象となる用具

- ・腰掛け便座（ポータブルトイレを含む）
- ・特殊尿器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具

※福祉用具は指定された業者から購入する必要があります。そのほかにも要件がありますので、購入される前にケアマネジャーに相談しましょう。

住宅改修費

在宅の要介護（要支援）認定を受けている方で、住宅の段差解消や手すりの取り付けなどにかかる、小規模な改修の費用を支給します。住宅改修の支給限度基準額は同一住宅で20万円です。支給限度基準額以内で改修にかかった費用の9割を支給します。

■対象となる工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止などのための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便器等への便器の取り替え

※住宅改修をしようとするときは、事前に南部箕蚊屋広域連合に申請し、許可を受ける必要があります。そのほかにも要件がありますので、改修される前にケアマネジャーに相談しましょう。

福祉用具購入費と住宅改修費はいったん全額利用者の負担となります。領収書などを添えて申請していただくと、後ほど支給限度基準額の範囲内で保険給付分の9割が支給されます。

介護保険の
サービス
利用したいけど、
どうすればいいの？



おとなりのおばあさん、
最近あまり外出されて
ないようだし、
暗い顔をしていたけど
大丈夫かな??



自分の
健康が不安...



地域包括支援センターにご相談ください

高齢者の方の総合相談窓口として、南部箕蚊屋広域連合を構成する3町村（南部町、伯耆町、日吉津村）に地域包括支援センターが設置されています。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが中心となって、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように支援を行います。

介護保険サービスの利用や健康や生活の困りごとの相談は、地域包括支援センターへご連絡ください。

南部地域包括支援センター

〒683-0323
南部町倭 482 番地
南部町健康管理センター
すこやか内
電話：0859-66-5524

伯耆地域包括支援センター

〒689-4133
伯耆町吉長 37 番地 3
伯耆町役場 健康対策課
生活相談室内
電話：0859-68-4632

日吉津地域包括支援センター

〒689-3553
日吉津村大字日吉津
872 番地 15
日吉津村役場 福祉保健課内
電話：0859-27-5952

西部後見サポートセンターうえるかむ開設

平成 24 年 4 月に、「西部後見サポートセンターうえるかむ」が米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内に開設されました。

「西部後見サポートセンターうえるかむ」は、高齢者や障がい者の権利擁護に関する総合窓口です。認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分ではない方を法律的に支援する成年後見制度の相談や、虐待や消費生活に関する悩みなどに、法律や福祉の専門家が相談に応じます。

まずは、お電話や電子メールでお問い合わせください。

連絡先 電話／ 0859-21-5092 E-mail／ nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp



生活機能の低下を防ぎいつまでも元気で長生き！

「運動器の機能向上」 教室の紹介

いつまでも元気で長生きするためには、「生活機能」の低下のサインに早く気づき、毎日の生活の中で介護予防を実践していくことが大切です。

各地域包括支援センターでは、65歳以上の方（要介護（要支援）認定者を除く）で「生活機能」の低下が見られ、要介護（要支援）状態になるおそれのある方を対象として介護予防（二次予防事業）に取り組んでいます。

この度は、介護予防の一つである「運動器の機能向上」の教室をご紹介します。

教室では、個々の状態に合わせたプログラム（健康チェック、運動についての学習、ストレッチ、筋力トレーニング、バランス運動等）を実施することで、運動機能の改善に役立っています。



南部町 「シャンシャン教室」の様子



日吉津村 「転倒骨折予防教室」の様子

運動器って何？

「運動器」とは、骨、関節、筋肉、靱帯、神経といった人間のからだの動きを担当する組織・器官のことです。年をとるにつれて、この「運動器」も老化します。いわゆる足腰が弱くなる状態です。老化自体は病気とはいえませんが、同じ年齢の高齢者でも身体をよく動かしている人の方が「運動器」はいい状態ですし、病気にもなりにくいものです。つまり、「運動器」については、病気も老化も、ある程度予防できるというわけです。「運動器」の病気は、寝たきりにつながったり、呼吸器や循環器の病気の原因ともなります。

「運動器」の機能を健康に保つことは、いつまでも元気に長生きするために非常に重要なことなのです。



伯耆町 「運動器機能向上教室」の様子

お問合せ先

各地域包括支援センターが窓口となっています。
お気軽にご相談ください。

- 南部地域包括支援センター 電話 66-5524
- 伯耆地域包括支援センター 電話 68-4632
- 日吉津地域包括支援センター 電話 27-5952